

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1-1

頁	現行	改正（案）	修正理由等								
	第 1 章 総則	第 1 章 総則									
1-1	第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、恵庭市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧 <u>等</u> の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。	第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、恵庭市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧・ <u>復興</u> の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】								
1-2	第 3 節 計画の効果的推進 (略) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や <u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策</u> の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	第 3 節 計画の効果的推進 (略) 災害対応に当たる職員等の <u>過剰勤務抑制、健康管理、</u> 感染症対策の徹底や、 <u>スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上</u> の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	避難所に関する取り組み指針・ガイドライン等を踏まえた修正 【北海道】								
1-6	第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)									
1-8	6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td><u>東日本電信電話（株）北海道事業部</u></td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>東日本電信電話（株）北海道事業部</u>	(略)	6 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td><u>NTT 東日本(株)北海道事業部</u></td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>NTT 東日本(株)北海道事業部</u>	(略)	社名変更に伴う修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
<u>東日本電信電話（株）北海道事業部</u>	(略)										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
<u>NTT 東日本(株)北海道事業部</u>	(略)										

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

1-10	第7節 市民及び事業所の基本的責務 (略) 1 市民の責務 恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、<u>災害時には</u>自主的な防災活動に努める。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (略)	第7節 市民及び事業所の基本的責務 (略) 1 市民の責務 恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、<u>防災訓練など</u>自主的な防災活動<u>への参加や防災教育等により、災害教訓の伝承</u>に努める。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
	(2) 災害時の対策 <u>(新設)</u> <u>ア</u> 地域における被災状況の把握 <u>イ</u> 近隣の負傷者・避難行動要支援者を救助 <u>ウ</u> 初期消火活動等の応急対策 <u>エ</u> 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 <u>オ</u> 防災関係機関の活動への協力 <u>カ</u> 自主防災組織の活動 <u>キ</u> インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	(2) 災害時の対策 <u>ア</u> <u>避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難</u> <u>イ</u> 地域における被災状況の把握 ウ 近隣の負傷者・避難行動要支援者を救助 エ 初期消火活動等の応急対策 オ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 カ 防災関係機関の活動への協力 キ 自主防災組織の活動 ク インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-2

第3章 防災体制

第1節 恵庭市防災会議

(略)

1 防災会議の組織

指定公共機関

北海道旅客鉄道(株)島松駅長
東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室長
日本郵便(株)恵庭郵便局長
北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター所長
恵庭市赤十字奉仕団委員長

第2節 恵庭市災害対策本部

(略)

3 本部の運営

(略)

ア 本部の配備基準

種別	配備時期	配備内容
第1配備	1 暴風(雪)、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき 2 その他本部長が特に必要と認めたとき	1 災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を開始する 2 状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする ・総務対策部(本部班、庶務班) ・支援対策部(広報班) ・経済対策部(経済対策班) ・保健福祉対策部(救護班) ・生活環境対策部(環境対策班) ・水道対策部(給水班、下水道班) ・建設対策部(道路河川班、施設班) ・避難教育対策部(避難対策班、教育対策班) ・消防部隊本部(総務班、指令情報班、第一中隊)

3-6

第3章 防災体制

第1節 恵庭市防災会議

(略)

1 防災会議の組織

指定公共機関

北海道旅客鉄道(株)島松駅長
NTT東日本(株)北海道事業部災害対策室長
日本郵便(株)恵庭郵便局長
北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター所長
恵庭市赤十字奉仕団委員長

第2節 恵庭市災害対策本部

(略)

3 本部の運営

(略)

ア 本部の配備基準

種別	配備時期	配備内容
第1配備	1 暴風(雪)、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき 2 その他本部長が特に必要と認めたとき	1 災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を開始する 2 状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする ・総務対策部(本部班、庶務班) ・支援対策部(広報班) ・経済対策部(経済対策班) ・保健福祉対策部(救護班) ・生活環境対策部(環境対策班) ・水道対策部(給水班、下水道班) ・建設対策部(道路河川班、施設班) ・避難教育対策部(避難対策班、教育対策班) ・消防部隊本部(総務班、第一中隊)

社名変更に伴う修正

札幌圏消防指令センターの運用開始に伴う修正

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

第3節 防災情報等の通信体制

(略)

1 防災気象情報の概要

(略)

表 2

警報・注意報発表基準一覧表 令和6年5月23日現在発表官署 札幌管区気象台

恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域	石狩地方		
	市町村等をまとめた地域	石狩南部		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14
		土砂災害	土壌雨量指数基準	138
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域＝22.7, 柏木川流域＝13.7, 漁川流域＝36.4, 茂漁川流域＝5.6	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	山間部	12時間降雪の深さ50cm
高潮	潮位			
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	88
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域＝18.1, 柏木川流域＝10.9, 漁川流域＝19.3, 茂漁川流域＝4.4	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山間部	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等による被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
		11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い		
	霜	最低気温3℃以下		
	着水			
	着雪	気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

第3節 防災情報等の通信体制

(略)

1 防災気象情報の概要

(略)

表 2

警報・注意報発表基準一覧表 令和7年5月29日現在発表官署 札幌管区気象台

恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域	石狩地方		
	市町村等をまとめた地域	石狩南部		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14
		土砂災害	土壌雨量指数基準	132
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域＝22.7, 柏木川流域＝13.7, 漁川流域＝36.5, 茂漁川流域＝5.7	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	山間部	12時間降雪の深さ50cm
高潮	潮位			
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	96
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域＝18.1, 柏木川流域＝10.9, 漁川流域＝19.3, 茂漁川流域＝4.6	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山間部	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等による被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
		11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い		
	霜	最低気温3℃以下		
	着水			
	着雪	気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

最新の値に更新

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-15

(略)

(5) 指定河川洪水予報

種 類	標 題	概 要
<u>洪水警報</u>	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル 3 に相当。
<u>洪水注意報</u>	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

(略)

(略)

(5) 指定河川洪水予報

種 類	標 題	概 要
<u>洪水警報（発表）又は洪水警報</u>	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル 3 に相当。
<u>洪水注意報（発表）又は洪水注意報</u>	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
<u>洪水注意報（警戒情報解除）</u>	<u>氾濫注意情報（警戒情報解除）</u>	<u>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>
<u>洪水注意報解除</u>	<u>氾濫注意情報解除</u>	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</u>

(略)

北海道水防計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-16	(7) 火災気象通報 火災気象通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報する。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報し、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、<u>火災に関する警報</u>を発することができる。 火災気象通報の発表基準は、札幌管区气象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。	(7) 火災気象通報 火災気象通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報する。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報し、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、<u>市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 22 条第 3 項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報</u>を発することができる。 火災気象通報の発表基準は、札幌管区气象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。	林野火災警報・注意報制度の新設による修正
------	---	--	-----------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害予防計画 (略)	第4章 災害予防計画 (略)	
4-1	加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。	加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。 なお、市町村は当該市町村の地域において災害が発生する恐れのある区域及び災害時孤立地区を把握し、道、市町村及び防災関係機関はこれらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。	能登半島地震を踏まえた修正【北海道】
	(略)	(略)	
	第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)	第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略)	
	1 食料その他の物資の確保	1 食料その他の物資の確保	
4-6	(1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料9)を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について <u>物資調達・輸送調達等支援</u> システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	(1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料9)を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について <u>新物資</u> システム (<u>B-PLo</u>) にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者、 <u>女性、子ども</u> 向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよ	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-6	(2) 市は、災害時に避難所等で必要となる<u>食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の</u>物資について、次の事項にも留意しながら<u>概ね発災から3日目までに必要な数量を</u>備蓄する<u>よう努める</u>ものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。	う努めるものとする。 (2) 市は、災害時に避難所等で必要となる<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資</u>について、次の事項にも留意しながら備蓄するものとし、<u>想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
	ア 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。 イ アレルギー対応食や流動食、<u>適温食の提供に必要な資機材</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。 ウ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立<u>予想地域</u>の備蓄の充実を図ること。	ア 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。 イ アレルギー対応食や流動食<u>のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズ</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。 ウ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時</u>孤立<u>地区</u>の備蓄の充実を図ること。	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-7	エ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立<u>予想地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。 〔備蓄品の例〕 食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水・・・ペットボトル水 生活必需品・・・毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品・・・マスク、消毒液 燃料・・・ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ （3）市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者にに対し、 「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、非常持出用品（救急箱、マスク・消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等）の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努めるよう啓発を行う。 2 防災資機材の整備 市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る<u>とともに、</u>非常用	エ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時</u>孤立<u>地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。 〔備蓄品の例〕 食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、<u>塩分タブレット</u> 飲料水・・・ペットボトル水 生活必需品・・・毛布、防寒具、哺乳びん、<u>トイレットペーパー、</u>生理用品、おむつ（小児用・大人用）、<u>冷却タオル</u> 衛生用品・・・マスク、消毒液 燃料・・・ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス その他・・・<u>携帯</u>トイレ<u>等</u>、発電機、投光器、水袋、<u>スポットクーラー、</u>扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド<u>等の簡易ベッド、</u>パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ （3）市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者にに対し、 「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、非常持出用品（救急箱、マスク・消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等）の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努めるよう啓発を行う。 <u>また、備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u> 2 防災資機材の整備 市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る<u>。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
-----	---	--	------------------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-9	発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。	<u>市は</u> 非常用発電機の整備のほか、 <u>暑熱期や</u> 積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、 <u>冷</u> 暖房器具・燃料等の整備に努める。 <u>。また</u> 、関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。	カムチャツカ半島 付近の地震を踏まえた修正【北海道】
	第3節 相互応援（受援）体制整備計画 （略）	第3節 相互応援（受援）体制整備計画 （略）	
	(2) 北海道	(2) 北海道	
	ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から <u>国又は他の都府県と</u> 災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮する必要がある。	ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、 <u>市の受援計画の作成及びその実効性確保に向け</u> 、日頃から <u>適切な助言や</u> 国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮する必要がある。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
	（略）	（略）	
	第4節 自主防災組織の育成等に関する計画 （略）	第4節 自主防災組織の育成等に関する計画 （略）	
	2 自主防災組織の活動 （略）	2 自主防災組織の活動 （略）	
	(1) 平常時の活動	(1) 平常時の活動	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
	エ 防災訓練の実施	エ 防災訓練の実施	
	(略)	(略)	
	キ) 避難所訓練	キ) 避難所訓練	
4-11	発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日 頃 から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や 避難所運営ゲーム <u>北海道版</u> （D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に 努める。	発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日 頃 から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や 避難所運営ゲーム <u>(HUG) 北海道 2025</u> （D oはぐ）等を活用するなど、役割・手 順などの習熟に努める。	D oはぐ改訂に伴 う文言整理【北海 道】
	第5節 避難体制整備計画	第5節 避難体制整備計画	
	(略)	(略)	
	1 避難場所の確保及び標識の設置（資料1 2）	1 避難場所の確保及び標識の設置（資料1 2）	
	(略)	(略)	
4-13	(4)市及び道は、 <u>観光施設を通じ</u> 、観光客に災害発生時における避難等の措置について 情報提供できるよう体制を構築する。	(4) 市及び道は、 <u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し</u> 、 観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築 する。	カムチャツカ半島 付近の地震を踏ま えた修正【北海道】
	(5) (略)	(5) (略)	
	<u>(新設)</u>	<u>(6) 市は災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主 避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努 めるものとする。</u>	青森県東方沖の地 震を踏まえた修正 【北海道】
	<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-14	2 避難場所の確保及び管理 (略) (7) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (8) (略) <u>(新設)</u> (略)	2 避難場所の確保及び管理 (略) (7) 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (8) (略) <u>(9) 市は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等</u>を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】 北海道版避難所マニュアルとの整合を図る修正【北海道】
	4 市の避難対策 市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。 また、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ、Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	4 市の避難対策 市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。 また、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を<u>あらゆ</u> <u>る主体に「わかる・伝わる」よう配慮して</u>記載した防災マップ、ハザードマップ、Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるも	
4-15			カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		のとする。	
	(略)	(略)	
	(1) 市の避難対策	(1) 市の避難対策	
	(略)	(略)	
	キ 避難に関する広報	キ 避難に関する広報	
	(略)	(略)	
4-16	(キ) <u>防災文字情報システム搭載自動販売機</u>	(キ) <u>恵庭市公式 LINE・恵庭市公式ポータルアプリえにわかによる周知</u>	防災文字情報システム搭載自動販売機廃止に伴う修正【恵庭市】
	(2) 防災上重要な施設の管理等	(2) 防災上重要な施設の管理等	
	(略)	(略)	
	(カ) 暖房及び発電機の燃料確保の方法	(カ) <u>冷</u> 暖房及び発電機の燃料確保の方法	カムチャツカ半島
	(略)	(略)	付近の地震を踏まえた修正【北海道】
4-17	<u>(新設)</u>	<u>(4) 災害時孤立地区対策</u>	
		<u>市及び道は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。</u>	カムチャツカ半島
	<u>(4)</u> 避難所運営	<u>(5)</u> 避難所運営	付近の地震を踏まえた修正【北海道】
	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第6節 避難行動要支援者対策計画 (略)	第6節 避難行動要支援者対策計画 (略)	
4-18	1 安全対策 災害時には、高齢者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。 このため、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	1 安全対策 災害時には、高齢者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。 このため、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、 <u>制度の周知・啓発等</u> に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正 【北海道】
4-19	(1) 恵庭市 (略)	(1) 恵庭市 (略)	
	キ 緊急連絡体制の整備 (略)	キ 緊急連絡体制の整備 (略)	
	(イ) 聴覚障がい者 防災行政無線文字表示付戸別受信機、メール配信、 <u>防災文字情報システム搭載自動販売機</u> 、張紙、FAXなどにより情報提供を行う。 (略)	(イ) 聴覚障がい者 防災行政無線文字表示付戸別受信機、メール配信、 <u>恵庭市公式 LINE、恵庭市公式ポータルアプリえにわか</u> 、張紙、FAXなどにより情報提供を行う。 (略)	防災文字情報システム搭載自動販売機廃止に伴う修正 【恵庭市】
4-22	4 外国人に対する対策 (略)	4 外国人に対する対策 (略)	
	また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国 <u>等</u> に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備	また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国 <u>など</u> に向けた交通情報を必要とする訪日外国人 <u>観光客等</u> は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達	文言整理【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。	の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。	
4-24	第7節 情報収集・伝達体制整備計画 平常時における情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。	第7節 情報収集・伝達体制整備計画 平常時における情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。 1 <u>市は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。また、</u>要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。	カムチャツカ半島 付近の地震を踏まえた修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第 5 章 災害応急対策計画	第 5 章 災害応急対策計画	
5-1	第 1 節 基本方針 大規模災害時に限られた人員と装備をもってこれに対処するためには、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもってこれに臨まなければならない。	第 1 節 基本方針 大規模災害時に限られた人員と装備をもってこれに対処するためには、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもってこれに臨まなければならない。 <u>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。</u> <u>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする</u>	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
5-4	第 2 節 災害情報収集・伝達計画 (略) 2 災害情報等の収集、報告及び伝達 災害時における情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、次に定めるところによる。 3 災害、被害状況等の調査及び報告 (2) 報告	第 2 節 災害情報収集・伝達計画 (略) 2 災害情報等の収集、報告及び伝達 災害時における情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、次に定めるところによる。 <u>なお、市は必要に応じ、関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u> 3 災害、被害状況等の調査及び報告 (2) 報告	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-6	イ 被害状況報告 総務対策部（本部を設置しない場合は総務部基地・防災課）は、災害により被害が発生した場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料 3 5）により、別記第 3 号様式及び第 5 号様式を作成し、石狩振興局に報告する。 但し、消防庁<u>速報</u>基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接<u>速報</u>基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。 第 5 節 災害広報計画 (略) 1 市の広報 (略) (2) 災害情報等の発表及び広報の方法 (略)	イ 被害状況報告 総務対策部（本部を設置しない場合は総務部基地・防災課）は、災害により被害が発生した場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料 3 5）により、別記第 3 号様式及び第 5 号様式を作成し、石狩振興局に報告する。 但し、消防庁<u>即報</u>基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接<u>即報</u>基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。 第 5 節 災害広報計画 (略) 1 市の広報 (略) (2) 災害情報等の発表及び広報の方法 (略)	字句修正【恵庭市】
5-14	ウ 市民及び被災者に対する広報 (ア) (略)	ウ 市民及び被災者に対する広報 (ア) (略)	防災文字情報システム搭載自動販売
5-15	⑥ <u>自動販売機を活用した文字情報システムの利用</u> (略) <u>(新設)</u>	⑥ <u>恵庭市公式 LINE・恵庭市公式ポータルアプリえにわかの利用</u> (略) <u>(5) 偽・誤情報対策</u> <u>市は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、</u>	機廃止に伴う修正 【恵庭市】 カムチャツカ半島 付近の地震を踏ま

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		<u>関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。</u>	えた修正【北海道】
	(略)	(略)	
	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画	
	(略)	(略)	
5-23	6 避難場所の指定	6 避難場所の指定	
	【一時避難所】	【一時避難所】	指定緊急避難場所
	火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に避難者が一時的に避難する小中学校のグラウンドや、公園などとし、原則として給食等を行わないものとする。なお、1人当たりの必要面積は2㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定するものである。（資料14）	火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に避難者が一時的に避難する小中学校のグラウンドや、公園などとし、原則として給食等を行わないものとする。なお、1人当たりの必要面積は2㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定するものである。（資料14）	の指定に関する手
	ただし、積雪期に一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所及び収容避難所敷地を使用することとする。	ただし、 <u>一時避難所は市民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を収容避難所へ移動させる必要があるため、市は、一時避難所の状況を把握し、収容避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。</u>	引きの改定に伴う
	(略)	<u>なお、</u> 積雪期に一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所及び収容避難所敷地を使用することとする。	修正【北海道】
	(略)	(略)	
	(2) 収容避難所の開設	(2) 収容避難所の開設	
5-24	<u>(新設)</u>	<u>オ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、</u>	防災基本計画の修

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-25	(略) (3) 収容避難所の管理運営 (略) <u>(新設)</u> <u>キ</u> 収容避難所の運営における女性の参画をふまえ、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警報や防犯ブザーの配付等による収容避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した収容避難所の運営管理に努めるものとする。又、女性や子<u>供</u>に対する性暴力・DVの発生を防ぐため<u>照明の増設や注意喚起などの安全配慮や</u>被害者への相談窓口情報の提供にも努めるものとする。	<u>避難所の開設状況等とともに、収容避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> (略) (3) 収容避難所の管理運営 (略) <u>キ</u> <u>市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。</u> <u>ク</u> 収容避難所<u>等</u>の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を<u>推進するとともに</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警報や防犯ブザーの配付等による収容避難所<u>等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した収容避難所の運営管理に努めるものとする。又、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防ぐため、<u>女性用と男性用のトイレを離れた 場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や 子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供にも努めるものとする。</u>	正に伴う修正【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-30	<u>ク</u> （略）	<u>ケ</u> （略）	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
	<u>ケ</u> （略）	<u>コ</u> （略）	
	<u>コ</u> （略）	<u>サ</u> （略）	
	<u>サ</u> （略）	<u>シ</u> （略）	
	<u>シ</u> （略）	<u>ス</u> （略）	
	<u>ス</u> （略）	<u>セ</u> （略）	
	<u>セ</u> （略）	<u>ソ</u> （略）	
	（略）	（略）	
	10 広域一時滞在	10 広域一時滞在	
	（略）	（略）	
5-30	(4) 関係機関の連携	(4) 関係機関の連携	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
	（略）	（略）	
	<u>（新設）</u>	<u>イ 市町村は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確</u>	
		<u>実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支</u>	
5-30	<u>イ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり</u>	<u>ウ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり</u>	北海道版避難所マ
	<u>あい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確</u>	<u>あい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確</u>	
	<u>な情報を提供できるように努めるものとする。</u>	<u>な情報を提供できるように努めるものとする。</u>	
	11 被災者の受け入れ及び生活環境の整備	11 被災者の受け入れ及び生活環境の整備	
5-30	市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に	<u>市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、そ</u>	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	関わらず適切に受け入れることとする。 (略) 第9節 交通応急対策計画 (略) 1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。 (略) (6) 北海道	<u>の後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。</u> <u>特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 (略) 第9節 交通応急対策計画 (略) 1 交通応急対策の実施 <u>自然災害</u>発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、<u>道路法等に基づき</u>、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】<u>(一部改訂)</u>(令和6年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。<u>また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。</u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。 (略) (6) 北海道	ニュアルの改正を踏まえた修正【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】 時点修正【北海道】
--	---	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-37	(略) <u>(新設)</u> (略) 第10節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「<u>災害時輸送</u>」という。）を迅速確実に行うための輸送の実施については、本計画の定めるところによる。（総務対策部） なお、市及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。 <u>その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> (略) 2 輸送の方法	(略) <u>エ 道は、必要に応じ、地方管理空港等におけるエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し、国に支援を要請するものとする。</u> (略) 第10節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「<u>緊急輸送</u>」という。）を迅速確実に行うための輸送の実施については、本計画の定めるところによる。（総務対策部） なお、市及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き、<u>車両の手配</u>及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、<u>適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める</u>ものとする。 <u>また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。</u> (略) 2 輸送の方法	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】 表記の統一【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
5-42	<u>災害時の</u>輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使	<u>緊急</u>輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、	文言整理【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。 (1) 恵庭市 <u>災害時における</u>輸送は、次の各輸送のうち最も適切な方法によるものとする。 3 輸送費用の支払 <u>災害時</u>輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。 (1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う<u>災害時の</u>輸送 国の機関が行う<u>災害時の</u>輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。 (2) 要請により運送事業者が行う<u>災害時</u>輸送 輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う<u>災害時</u>輸送に要する経費については、当該<u>災害時の</u>輸送を要請した知事が支払うものとする。 なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。 (略)	又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。 (1) 恵庭市 <u>緊急</u>輸送は、次の各輸送のうち最も適切な方法によるものとする。 3 輸送費用の支払 <u>緊急</u>輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。 (1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う<u>緊急</u>輸送 国の機関が行う<u>緊急</u>輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。 (2) 要請により運送事業者が行う<u>緊急</u>輸送 輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う<u>緊急</u>輸送に要する経費については、当該<u>緊急</u>輸送を要請した知事が支払うものとする。 なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。 (略)	
5-61	第 1 8 節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 (略) 3 輸送体制の確保 (略) (2) 重症患者等	第 1 8 節 医療救護・<u>福祉</u>・助産及び歯科医療救護計画 (略) 3 輸送体制の確保 (略) (2) 重症患者等	文言整理【北海道】
5-65	ア 救急車台数	ア 救急車台数	北海道地域防災計画との整合【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	<table><tr><th>所 属</th><th>台数</th><th>配 置 先</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">恵庭市消防本部</td><td>2</td><td>恵庭市消防署</td><td>高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台</td></tr><tr><td>1</td><td>恵庭市消防署島松出張所</td><td>高規格救急自動車1台</td></tr></table>	所 属	台数	配 置 先	備 考	恵庭市消防本部	2	恵庭市消防署	高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台	1	恵庭市消防署島松出張所	高規格救急自動車1台	<table><tr><th>所 属</th><th>台数</th><th>配 置 先</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">恵庭市消防本部</td><td>2</td><td>恵庭市消防署</td><td>高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台</td></tr><tr><td>1</td><td>恵庭市消防署島松出張所</td><td>高規格救急自動車1台</td></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>恵庭市消防署南出張所</u></td><td><u>高規格救急自動車1台</u></td></tr></table>	所 属	台数	配 置 先	備 考	恵庭市消防本部	2	恵庭市消防署	高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台	1	恵庭市消防署島松出張所	高規格救急自動車1台	<u>1</u>	<u>恵庭市消防署南出張所</u>	<u>高規格救急自動車1台</u>	最新の値に更新
所 属	台数	配 置 先	備 考																									
恵庭市消防本部	2	恵庭市消防署	高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台																									
	1	恵庭市消防署島松出張所	高規格救急自動車1台																									
所 属	台数	配 置 先	備 考																									
恵庭市消防本部	2	恵庭市消防署	高規格救急自動車1台 非常用高規格救急自動車1台																									
	1	恵庭市消防署島松出張所	高規格救急自動車1台																									
	<u>1</u>	<u>恵庭市消防署南出張所</u>	<u>高規格救急自動車1台</u>																									
5-73	(略) 第2 1 節 飼養動物対策計画 (略) 2 飼養動物の取扱い (略) (3) 同行避難 災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 (略) 第3 4 節 ボランティア活動の支援調整計画 (略)	(略) 第2 1 節 飼養動物対策計画 (略) 2 飼養動物の取扱い (略) (3) 同行避難 <u>避難所への飼養動物との同行避難に関して、市は飼養動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には飼養動物との同行避難が円滑に行われるよう飼養動物同行避難所の開設状況を広報する。</u> <u>また、平時から災害への備えについて飼養動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u> (略) 第3 4 節 ボランティア活動の支援調整計画 (略)	【恵庭市】																									
			北海道地域防災計画との整合【恵庭市】																									

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-106	1 ボランティア活動の環境整備 <u>(新設)</u> (1) 市及び道は、平<u>常</u>時から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、N P O・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。 <u>(新設)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織(N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(北海道社会福祉協議会)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (6) (略)	1 ボランティア活動の環境整備 <u>(1) 市及び道は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</u> <u>(2) 市及び道は、平時から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、N P O・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。</u> <u>(3) 市及び道は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) <u>(7) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織(N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(北海道社会福祉協議会)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び道は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。</u> (8) (略)	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】 防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-113

(略)

第 3 7 節 災害救助法の適用と実施

(略)

4 救助の実施と種類

(略)

救助の種類	主な対象者	実施者区分
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市

(略)

第 3 7 節 災害救助法の適用と実施

(略)

4 救助の実施と種類

(略)

救助の種類	主な対象者	実施者区分
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</u>	<u>道（但し、委任したときは市）</u>
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市

災害救助法の改正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第6章 事故災害対策計画	第6章 事故災害対策計画	
	(略)	(略)	
	第6節 林野火災予消防計画	第6節 林野火災予消防計画	
	(略)	(略)	
	2 予防対策	2 予防対策	
	(1) 実施事項	(1) 実施事項	
	(略)	(略)	
	ア 恵庭市、石狩森林管理署、北海道	ア 恵庭市、石狩森林管理署、北海道	
	(ア) 一般入林者対策	(ア) 一般入林者対策	
	(略)	(略)	
6-26	③ <u>火災警報発令又は気象条件が急変した際は、</u> 必要に応じて入林の制限を実施する。	③ <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報が発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、</u> 必要に応じて入林の制限を実施する。	林野火災警報・注意報制度の新設による修正【北海道】
	(イ) 火入対策	(イ) 火入対策	
	① (略)	① (略)	
	<u>(新設)</u>	<u>② 市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
	<u>② 火災警報発令又は気象条件急変の際は、</u> 一切の火入れを中止させる。	<u>③ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報が発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、</u> 一切の火入れを中止させる。	
	<u>③</u> (略)	<u>④</u> (略)	
	<u>④</u> (略)	<u>⑤</u> (略)	
	<u>⑤</u> (略)	<u>⑥</u> (略)	
	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

6-27	<u>(新設)</u> (略) (3) 気象情報等連絡対策 ア 気象情報伝達系統 (略)	<u>(エ) 防火林帯の整備</u> <u>林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。</u> (略) (3) 気象情報等連絡対策 ア 気象情報伝達系統 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
6-28	市は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を石狩森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。 また、市は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性の危険性があると認めたときは、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条に基づき火災警報を発令する。 3 応急対策 (1) 情報通信 (略) イ 実施事項 (略)	市は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を石狩森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。 また、市は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性の危険性があると認めたときは、<u>市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発令することができる。</u> 3 応急対策 (1) 情報通信 (略) イ 実施事項 (略)	林野火災警報・注意報制度の新設による修正【北海道】
6-29	<u>(新設)</u>	<u>(エ) 市及び関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・</u>	防災基本計画の修

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

6-29	<u>(新設)</u>		<u>運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。</u> <u>(オ) 市及び関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u> <u>(カ) (略)</u> (略) <u>(2) 災害広報</u> (略) <u>エ 消防活動</u>	正に伴う修正【北海道】
6-30	(ア) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。	(略)	(ア) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。 <u>地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとし、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。</u> <u>また、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> (略)	「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた修正【北海道】
6-30	(イ) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第30節「航空機及び無人航空機活用計画」により、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。	(略)	(イ) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第30節「航空機及び無人航空機活用計画」により、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

6-31	オ 避難措置 市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。	<u>空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。</u> <u>また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u> オ 避難措置 市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。 <u>また市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正【北海道】
------	--	--	----------------------------